

第1回千代田区特別職等報酬審議会 会議記録

日 時：平成25年12月17日（火）午前10時～午後0時2分

場 所：千代田区役所8階 第3委員会室

出席者：（委 員）9名（定数10名、欠席1名：近藤委員）

（区 側）区長、副区長

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
総務課長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日はご多用の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。千代田区特別職報酬等審議会の発足にあたりまして委嘱状を皆様のお席に配付させていただいたところでございます。本来であれば、石川区長よりお一人おひとりに交付させていただきたいところでございますが、簡略化ということでご了承いただければと思っております。</p> <p>はじめに、石川区長より皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
区長	<p>千代田区特別職報酬等審議会の発足にあたり、一言ご挨拶申し上げます。皆様方にはご多忙中にもかかわらず、審議会委員をお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>この報酬等審議会は区議会議員の議員報酬や区長及び副区長の給料についてご意見をいただくものでございます。審議会条例では、少なくとも3年に一度はご意見をお聞きすることになっておりますが、前回、平成24年に開催しました答申の中で、「報酬等審議会の開催年次が3年に一度が妥当かどうか、報酬等審議会の開催を必要に応じて増やすなどの検討を行うことが望まれる。」とのご意見を賜りました。そこで今年も審議会を前年に引き続き開催させていただくわけでありまして。</p> <p>ところで後ほど資料で様々な状況を説明させていただきますが、やや景気が回復しているようではございますが、必ずしも従業員の給料への反映はまだまだではないかと思えます。一方で一般職員の給料に対して特別区人事委員会が勧告する制度がございます。直近の人事委員会の勧告は一般職員の給料を5年連続で引き下げるという内容であり、先の区議会定例会におきまして一般職員の給料を引き下げたという状況でございます。</p> <p>そうしたことを背景にいただきながら、各委員の皆様方には、こうした報酬も区民の皆様方の貴重な税金から支出をしているわけでございます。いわゆる区民の目線で、あるいは、それぞれ各委員の皆様方の知見をお借りしながら、そして忌憚のないご意見を集約して、この報酬等審議会の考え方をおまとめいただければと思えます。</p> <p>今回の諮問にあたりまして、議員、区長の報酬や給料の額については、当然のことではありますが、報酬や給料の額の定め方も含めて区民の皆様が納得</p>

がいくような、ある面では抜本的なご議論もいただければ幸いだと思っております。若干審議の期間が長くなるかも分かりませんが、今、社会的にもそれぞれの区長、あるいは選挙で選ばれた方々の報酬のあり方が様々に議論されておりますので、そうしたことを含めて抜本的なご審議もお願いするという趣旨でも、今回、開催をさせていただいたわけでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

総務課長

石川区長、ありがとうございます。

それでは、先ほど机上にお配りさせていただきました委嘱状の交付をもちまして、報酬等審議会が発足をしたということでございます。これからどうぞよろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、委員の皆様方を、第1回目ということでございますので、ご紹介を差し上げたいと思います。

ちなみに、本日でございますが、委員の中で、連合千代田地区協議会の議長をされておられます近藤委員はご欠席ということでご連絡を賜っております。それから、東京家政学院大学副学長をされておられます上村委員につきましては、所用のため11時頃からのご出席ということでご連絡を頂戴しているところです。ご報告を申し上げます。

それでは、委員の皆様方、順次ご紹介をさせていただきたいと存じます。大変恐縮でございますが、お一言ずつご挨拶を賜ればありがたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

まずは、千代田区婦人団体協議会からご推薦をいただいております大宮委員でございます。

大宮委員

大宮と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

何も分からないで足手まといになるかもしれませんけれども、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

総務課長

続きまして、日本公認会計士協会東京会千代田会からご推薦をいただいております平委員でございます。

平委員

平でございます。

この審議会は3回目になりますが、私、20年間こちらで事務所をしておりますので、少しでも力になればと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

総務課長

続きまして、東京商工会議所千代田支部からご推薦をいただいております塚本委員でございます。

塚本委員	<p>おはようございます。塚本と申します。</p> <p>私は千代田区に住み始めたのが昭和30年からでございます、住民としては大分長うございますけれども、千代田区の商工会議所から推薦を受けて、今、東京商工会議所の中で環境委員会とそれから観光委員、国民健康委員という3つの研究会に属しております、ビルを経営しながら山梨にワイナリーを持っております。特に、自然環境をこれから人間が生きていく上でどうしたらいいかということに大変関心を持っておりますが、経理のことはちょっと、お隣の専門家と違いまして、適切な意見は申し上げられないかもしれませんが、周りからの話でしたらちょっとだけ申し上げたいことがございますので、今日はよろしくどうぞ。ありがとうございます。</p>
総務課長	<p>続きまして、千代田区の情報公開・個人情報保護審査会の委員であられまして、弁護士の番委員でございます。</p>
番委員	<p>番敦子でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私もこの審議会は3回目ということで、千代田区で20年間事務所をやらせていただいておりますので、少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
総務課長	<p>続きまして、ジャーナリストで、私ども千代田区の男女平等推進区民会議の会長をされておられます藤原委員でございます。</p>
藤原委員	<p>藤原でございます。私は、長いこと新聞社にいましたので、一応ジャーナリストということで今も動いてはいますけれども、仕事に関わったのは常勤、非常勤含めて40年以上ありますし、それから、千代田区に住み始めたのは、恐らく一番長いのです。昭和28年から、学校を出てすぐでしたから。それで、地元の女性の方々のご意向その他などもいろいろ承っておりますので、何かそういうことを反映できたらと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
総務課長	<p>続きまして、千代田区の連合町会長協議会の会長であられます松本委員でございます。</p>
松本委員	<p>おはようございます。松本でございます。今回初めて参加させていただきます。何かのお役に立てればと思っております。よろしくどうぞ。</p>
総務課長	<p>続きまして、法政大学大学院の教授であられます武藤委員でございます。</p>
武藤委員	<p>法政大学大学院公共政策研究科の武藤と申します。今年度は研究科長をや</p>

総務課長	<p>っております。それから、この報酬審ですが、私も平委員や番委員、それから藤原委員もそうかと思いますが、報酬とはどうすべきかということについて、継続して委員をしております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、千代田区の区議会議員待遇者会の会長であります山本委員でございます。</p>
山本委員	<p>山本紘三です。よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>神田で生まれて神田で育ったという生粋の神田っ子でございますので、口が悪うございます。よろしくどうぞお願いいたします。</p>
総務課長	<p>皆様ありがとうございます。今年度もひとつどうぞよろしく願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、事務局職員をご紹介させていただきます。</p> <p>まずは、山口副区長でございます。</p>
副区長	<p>山口でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私、第3回区議会定例会におきまして副区長の選任同意を賜り、10月18日付で石川区長より副区長を拝命いたしました。2カ月ほど経っております。この間いろいろな形で職務に励んでおりますけれども、その重責の重さ、これをしっかりと受け止めながらやっております。今後も石川区長を支えながら区政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。</p>
総務課長	<p>続きまして、政策経営部長、歌川でございます。</p>
政策経営部長	<p>歌川でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様のさまざまな観点からのご審議、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。報酬に関する注目度というのが年々高まっているというところもござひますので、よろしくお願ひいたします。至らぬところがあると思ひますが、事務局を務めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
総務課長	<p>ご挨拶が遅れました。総務課長、清水でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>それでは、続きまして、会長の選出ということにさせていただきたいと存じます。</p> <p>千代田区特別職報酬等審議会条例がございます。本日、資料でもご添付させていただきますいておりますが、その条例第5条に基づきまして、当審議会の会長を互選により選出をしていただきたいと思います。と存じます。</p>

<p>松本委員</p>	<p>ご意見を賜ればありがたいと思っておりますが。</p> <p>前回、前々回も会長を務められた武藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(拍手)</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、ご推薦をいただきましたので、武藤委員に会長をお引き受けいただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(拍手)</p>
<p>総務課長</p>	<p>では、よろしくお願ひをしないと存じます。</p> <p>それでは、審議会の会長を武藤委員にお願いをするということでございますので、まずは石川区長から武藤会長に、改めまして諮問をお願ひしたいと存じます。</p> <p>大変恐縮でございます。</p>
<p>区長</p>	<p>千代田区特別職の報酬等について（諮問）。</p> <p>千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について諮問いたします。</p> <p>1 千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方について。</p> <p>2 千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について。</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>(諮問文手交)</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、武藤会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、大変恐縮です。ここで、区長、副区長は退席をさせていただきたいと存じます。</p> <p>武藤委員は会長になりましたので、会長の席に、大変恐縮でございますがご移動をお願ひいたします。</p> <p>(武藤委員、会長席に移動)</p>
<p>区長</p>	<p>それでは、よろしくお願ひします。</p>

	(区長、副区長、公務のため退席)
総務課長	<p>それでは、改めまして、武藤会長に議事進行をお願いしたいと存じます。武藤会長、よろしくお願いを申し上げます。</p>
武藤会長	<p>会長を務めさせていただくことになりました武藤でございます。答申までの間、皆様のご審議、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>審議に先立ち、特別職報酬等審議会条例第5条により、あらかじめ会長の職務代理者を指名する必要があるがございます。まだいらっしゃっていないのですが、大学の教授であるということから、上村委員を会長の職務代理に指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	(拍手)
武藤会長	<p>ご異議なしということでございますので、上村委員に会長の職務代理をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、審議会の運営につきましてお諮りいたします。当審議会の会議は公開、非公開とするかどうか、あるいは、会議録の公表について、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>これまで千代田区として、こうした審議会は、前回も含めてどういうことが慣例になっているのかということ、ちょっと事務局、教えていただけませんか。</p>
総務課長	<p>これまで当審議会の議事録あるいは当審議会の審議そのものでございますけれども、今までは公開とした上で、議事録につきましてもホームページ等で情報提供をさせていただいているという状況でございます。</p>
武藤会長	<p>はい。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	(「了承」の声あり)
武藤会長	<p>はい。どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、審議会の方針として、会議を公開すること、今後は傍聴可であると。それから、会議の記録につきましても、公表することによって決めたいと思います。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。</p> <p>お手元に資料をお配りしておりますので、資料について、まず事務局から説明をお願いいたします。なお、資料に対する質疑は、説明終了後まとめて行いますので、ご了承願います。</p>

<p>総務課長</p>	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。資料について、まずはお配りをさせていただきます資料の確認からさせていただきますと存じます。</p> <p>少し資料の部数が多くなってございますので、一つひとつ、ちょっと確認をさせていただきますと存じます。</p> <p>まず、資料1でございます。先ほど石川区長から武藤会長に渡していただきました諮問、この写しをおつけしてございます。「千代田区特別職の報酬等について（諮問）」と書いてあるペーパーでございます。右方に資料番号が振ってございます。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、資料2でございます。これは委員の皆様方の名簿をおつけしてございます。</p> <p>続きまして、資料3、右肩に資料3と書いてございます。この報酬等審議会の条例を付してございます。「千代田区特別職報酬等審議会条例」と書いてある資料でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、今度はA4横の資料になってございます。右肩に資料4と書いてございます。「千代田区特別職報酬等改定状況」という、A4横の表になってございます。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、資料の5でございます。こちらもA4の横判の資料でございます。「千代田区特別職の報酬等明細」についてという資料でございます。</p> <p>続きまして、資料の6でございます。これはA3判横の資料でございます。「23区特別職報酬等審議会答申状況（平成22年度～24年度）」と書いてございます。</p> <p>続きまして、資料7でございます。これは左肩にホチキス止めをさせていただいてございます。A3横判で、少し枚数がある資料でございます。資料7-1から資料7-7まででございます。「23区特別職報酬等年収一覧」と書いてございます。区長から議員まで表になっているものでございます。</p> <p>続きまして、資料の8でございます。ちょっとカラーの表、グラフになってございます。A4横判1枚の資料でございます。「千代田区長給料額と主な指標」という資料でございます。</p> <p>続きまして、資料の9、A4の縦判の表になってございます。「23区地域手当・期末手当・退職手当の支給状況」という資料でございます。</p> <p>そして、資料の10、これがA3判の横1枚の資料でございます。「千代田区議会活動状況」という資料でございます。</p> <p>そして、最後の資料でございます。資料11、「国及び東京都の報酬等の状況」という資料でございます。</p> <p>不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ちょっとお時間を頂戴しまして、一つひとつ資料の説明をさせていただきますと存じます。</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

まずは資料の1番、諮問につきましては、よろしいかと思えます。

それから、2番目の名簿に関してもよろしいかと思えますので、3番目の条例ですね、資料3、千代田区特別職報酬等審議会条例、ここから若干ご説明を申し上げたいと思っております。

資料3、ご用意いただきましたでしょうか。恐れ入ります。

皆様に委員となっていただきまして、これからご審議をいただくそのよりどころとなっております条例でございます。千代田区で設置をしている条例でございます。

先ほど第5条のところでは会長の互選あるいはその職務代理というところでご説明申し上げたところでございますが、第1条のところには設置の目的が書いてございます。区議会議員の報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額について審議をしていただくということでございます。

それから、第2条のところでございます。区長は、報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会、皆様方のご意見を聞くものとするというふうに決まっているところでございます。

また、第2条の第2項でございます。必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができるということでございます。

そして、第3項でございますが、区長は、少なくとも3年に1回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならないと、こうなっているところでございます。

ここを受けまして、先ほど冒頭に石川区長がご説明、ご挨拶の中でも述べておりましたが、これまでは3年に1回ということで、この審議会を開催させていただいたところでございます。条例第2条第3項に、少なくとも3年に1回は審議会の皆様方のご意見を聞かなければならないとなっていることから、3年に一遍、少なくともということで開催させて、ご審議いただいていたところでございます。ですので、平成18年、21年、そして昨年24年ということで、3年に一度ずつこの審議会を開き、それぞれ毎回委嘱をして委員の皆様方にご審議していただいていたと、こういうところでございます。

先ほど区長の方からも話がありました。昨年の24年のこの審議会の答申をいただきましたけれども、その中で審議会の開催回数についても検討したほうがよいのではないかというご意見をいただいたところでございます。そうしたこと、それから区議会からも、3年に一度というのはどうなのかというご指摘をいただいていたところから、昨年開催して答申をいただいたばかりですけれども、今年度も開催を、皆様方にお集まりいただいたと、こういうことでございます。ご理解いただければと思っております。

続きまして、資料の4でございます。千代田区特別職報酬等改定状況でございます。区長から議員までの改定の状況を、簡単に表でその経緯を示したものでございます。

4つのブロックに分かれております。右側の列が平成15年のときに答申をいただき、それに沿った形で報酬等の額を改定したというところでございます。

その左側が18年、3年後の答申をいただきまして改定をした。そのまた左側が21年、また3年後の答申をいただいて改定をして、そして一番左側の列が、昨年、24年の答申をいただいて、それに基づきまして改定をしたということでございます。それぞれその時点での報酬等審議会のご審議を踏まえまして改定してきた経緯でございます。ご参考にしていただければと思っております。

続きまして、資料の5でございます。千代田区特別職報酬等明細についてでございます。

ご案内の委員の皆様もいらっしゃるかと思いますが、そもそも区長、副区長、それから議員、あるいは我々一般職員、どんな構造になっているのだろうかというのを、少し図のような形で示した資料でございます。

一番上のところが区長、副区長の給与でございます。(1)のところでございます。毎月毎月、区長、副区長給与が支給されてございます。その毎月の給与というものはどういう構造になっているかと申し上げますと、いわゆる給料月額というところですね。給料と通勤手当でございます。ただし、この通勤手当というのは、私ども一般職員もそうですが、半年に一度まとめて6カ月分を支給するという形になってございます。支給されない月も5カ月間あるということでございます。

それから(2)番が、期末手当でございます。期末手当につきましては、毎月の給料の月額と加算、この給料の45%分、これが加算されたもの、これに支給月数である3.25カ月を掛けると。こういう計算方法になっているところでございます。

2番目の議員の報酬でございますが、(1)番、毎月の報酬等でございます。議員の場合には、議員の毎月の報酬に、費用弁償といいまして、これは通勤手当のようなものでございます。以前は1日ごとに5,000円という定額だったのですけれども、変わりました、現在はいわゆる電車賃相当額が支給されるということでございます。

それから、(2)が期末手当でございます。議員の期末手当は、議員の報酬月額に区長、副区長と同様にその45%分が加算されまして、支給月数3.65カ月分を掛けると。こういう計算方法になってございます。

ちなみに参考ということで載せさせていただいております。これは当審議会のご審議をいただく中身ではないですけれども、我々一般職員はどうなっているのだろうかというのをご参考までに付してございます。毎月の給与というのは給料月額に各種の手当が加算されると。地域手当、それから扶養手当とか住居手当といったもの、それから区長、副区長と同様に6カ月に一度の通勤手当という中身でございます。

それから、期末・勤勉手当というものがございます。ちなみに期末手当とか勤勉手当というのは、民間企業のいわゆるボーナスに相当するものでございます。それは、給料、それから扶養手当、それから地域手当、それに給料の18%分を加算したもの、それを足し合わせまして、それぞれの職務段階と言っていますが、私どもの役職、主任主事、係長、部長、そういったような役職に応じまして5%から20%の加算をさせていただいております。それにさらに管理職の加算ということで、給料に加算して、3.95カ月分の支給月数を掛けて、最後に成績率や勤務期間に応じた支給割合というものを掛け合わせると、かなり複雑な計算式ですが、こういった形で私ども一般職員の給与が決められていると、参考までに付したものでございます。

続きまして、資料の6でございます。これは、23区の特別職報酬等審議会、23区の状況はどうだろうか。その答申の状況はどうだろうかというのを、平成22年度、23年度、24年度の過去3年間にわたりまして、23区の答申の状況を表にしたものでございます。A3横1枚の資料でございます。表面には千代田区から世田谷区まで、裏面には渋谷区から江戸川区までを記載してございます。

表の一番上でございます、表面のところでございますが、区長の挨拶でもございましたが、特別区に人事委員会という組織がございます。一般職、私ども職員の給与につきましては、毎年この人事委員会という機関が、社会情勢あるいは民間との給与の格差を計算して、現行と比較してこれぐらい上げたほうがいいよ、あるいは下げたほうがいいよ、あるいは職員の給与というものはこういうふうにしたほうがいいよという勧告をもらっております。その勧告に基づいて、それぞれの自治体で条例を改正すると。こういう作業をしておりますけれども、この人事委員会の勧告がどういう形で出ているのかというのを資料6の表の一番上のところ、網がかかっているところに記載をしております。

例えば、左側の一番上、平成22年度は、給料月額が0.3%のマイナスをしたほうがいいですよという勧告。こういうような形でございます。これを参考にご覧になっていただければと思っております。これは特別職報酬等の審議会の答申の状況でございますので、千代田区以下、江戸川区までの、書いてある、△0.3%ですとか据え置きですとか、そういったものはあくまでも区長、副区長あるいは議員に対する、いわば23区における皆様方の答申の状況と、こういうことでございます。

続きまして、資料の7でございます。ちょっとこれはボリュームのある資料でございます。A3の横判で資料の7-1から7-7まであります。それぞれ両面で記載をさせていただいております。

まず、資料の7-1でございます。23区特別職報酬等年収一覧でございます。

先ほどご説明をいたしました、区長から議員に至るまで、給与の構造って

どうなっているのだろうかというのをご説明したところでございますが、今度はそれに従って実際の給与、報酬等の額、年収ベースにして23区の状況を比較できるような形にした、そういう資料でございます。

まず、資料の7-1は、区長の給与の比較でございます。

千代田区から江戸川区まで、そして平均が出ております。大きく分けまして、先ほどご説明いたしました給料と、それからボーナスに相当する期末手当と、こういうことで足し上げまして、最後、合計のところ、①+②と書いてございますが、ここが年収ということになってございます。

ちなみに、合計の欄のところ順位というふうに書いてございますが、この額の高い順から1、2というふうにしております。額として一番高いのが一番下の江戸川区、2,267万7,820円、一番安いのが中段13番目の渋谷区、2,025万3,969円という状況でございます。

ちなみに、資料7-1の表面左の上のところに、「1 条例本則の計算」と書いてございます。条例の本則、区長、副区長等の給与の条例というものがございます。それは、例えば千代田区であれば月額128万円とするというふうに書いてあるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料7-1の裏面でございます。

先ほどは条例本則と申し上げましたが、実は、例えば千代田区の場合には、特例条例という条例もつくってございます。千代田区の条例本則上は、区長の給料は先ほど申し上げた月額128万円と条例上うたっていますけれども、もう一つ特例の条例をつくったということでございます。特例の条例では、区長の給料は、いついつまでという期限を定めまして、その期間は月額128万円を122万9,000円にすると。実質毎月5万1,000円下げている、減額をしている形になってございます。給与の条例だけであれば毎月毎月128万円ということなんですが、それに上乘せする形で、期間を定めたもう一つの特例条例をつくってございまして、その特例条例が適用されて、現実的には資料の7-1の裏面に特例条例等による減額後の計算という、この額で実際には支払われていると、ご理解いただければと思います。

同様に、千代田区のように特例条例をつくっておりますのが、10番目の目黒区、それから19番目の板橋区、そして最後の23番目の江戸川区と、千代田区を含めまして4つの区が特例条例をつくって、現在この一番右の備考欄に書いてございますが、この期間の間は実質的には条例本則から減額をした額で支払われていると、こういうご理解をいただければと思っております。

こういう形でございますので、順位が当然のことながら変わってくるということでございます。①+②の合計欄のところ順位を見ていただければ、先ほどは1位が江戸川区だったんですが、これで順位が変わりまして、1位が18番の荒川区、2,170万679円ですね。それから、23位が板橋区、1,886万7,244円ということで、実際に払われている額ですとこの額になると、こういうことでございます。

それから、資料7-2でございます。同じ資料の次のところでございますね。今度は副区長の年収を書いてございます。これも条例の本側上の計算でございます。資料の7-2でございます。で、7-2をおめくりいただきまして、その裏面でございます。

裏にいきますと、これも同じように副区長も減額をしている、特例条例の適用を受けている区があるということで変わってございます。実際、副区長の減額適用と申しますか、特例条例の適用を受けておりますのは、千代田区を含めまして3区でございます。先ほど区長のところは江戸川区も区長は適用になっていましたけれども、副区長は江戸川区は適用にはなっていないということで、千代田、目黒、板橋区この3区が特例条例の適用になってございます。資料の7-2の2ですね。裏面のところが実際に支払われている額ということでございまして、ちなみに一番多いのが荒川区で1,740万2,385円でございます。一番少ないのが目黒区ですね。23番目、1,517万2,108円という状況でございます。

続きまして、3枚目ですね、資料7-3でございます。今度は議員の議員報酬でございます。

議員の報酬は、議長、副議長、それからいろいろな委員会がございまして、それぞれの委員会の委員長、副委員長、そういう役職ごとに報酬額が変わっております。それをこれからの資料でご覧いただければと思います。

まず、資料7-3が議長でございます。

議長の報酬の月額それから期末手当、これを足して合計、年収ベースということでございます。ちなみに一番高いところが江戸川区で1,604万6,460円、一番安いところが杉並区で1,455万1,381円となっております。

おめくりいただきまして、裏面でございます。

議長も同様に特例条例で減額をしている区がございまして。7-3の「2特例条例等による減額後の計算」でございます。特例条例で議長の報酬を減額している区が、10番の目黒区と19番の板橋区でございます。これで順位が変わってきております。一番高い江戸川区は変わらないんですが、一番安いところが変わりました、板橋区が一番安くなっていると。1,433万887円でございます。

次でございます。資料の7-4、副議長でございます。

副議長も同様に役職加算をして、条例上の年収ベースがこういうふうになっていると。副議長は一番高いのが千代田区、本区で1,393万7,755円、一番安いところが14番 中野区ですね。1,242万654円でございます。

おめくりいただきまして7-4の裏面でございます。2 特例条例。

同様に、副議長も特例条例で減額をしている区が2区でございます。10番の目黒区と19番の板橋区でございます。これによって、一番高い千代田区は変わらないんですが、一番安いところが変わるということでございます。板橋区ですね。23位、1,230万9,652円になったというところでございます。

<p>武藤会長</p>	<p>続きまして、委員長でございます。資料7-5。 条例上の計算ですと、年収ベースで一番高いのが千代田区1,170万7,022円、一番安いところが中野区で1,064万4,618円でございます。 おめくりいただきまして、資料7-5の2番、特例条例で同様に減額をしている区が目黒区でございます。10番目、目黒区は、委員長の減額適用になっているということでございます。 続けて、よろしいですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>続けていただいたほうがいいかと思えます。 はい、恐れ入ります。資料の7-6のご説明をさせていただいているところでございます。恐れ入ります。資料7-6、副委員長でございます。 1番目は条例上の計算でございます。これも一番高いのが千代田区で1,118万8,247円、一番安いところが中野区で、1,016万847円となっております。 おめくりいただきまして、裏面でございます。資料7-6の裏面。同様に、副委員長も特例条例で減額をしている区が目黒区でございます。 次の資料でございます。議員でございます。資料7-7、議長ですとか委員長、副委員長、そういう役職のついていない議員の報酬でございます。 一番高いのが千代田区で1,065万2,180円、一番安いところが中野区で967万7,076円となっております。 おめくりいただきまして、裏面、資料7-7が特例条例で、同様に目黒区が減額をしてこの額となっていると。 これが区長から議員に至る条例上の年収ベースの額、それから特例条例で実際には減額されて支給されていると。実際上の年収のこれを比較した表のご説明でございました。 恐れ入ります。続きまして、資料の8でございます。 千代田区長の給料額と主な指標、その推移、平成22年から3カ年の推移を見たところでございます。平成22年を100といたしまして、向こう3カ年、25年に至るまでの推移を見たところでございます。給料の額、それから私ども一般職に対する人事委員会勧告、それから23区ですね、区部の消費者の指数、これ年平均で表したものでございます。いずれも、22年を100といたしますと微減ということでしょうか、ご覧いただけるかと思えます。ご参考にしていただければと思っております。 続きまして、資料の9でございます。 23区の地域手当・期末手当・退職手当の支給状況でございます。 先ほどご参考までにとということで、私ども一般職員の給与の構造につきましてご説明を申し上げたところでございますが、私どもには地域手当というものがあるということで、ちよつと触</p>

れたところでございますが、かつて区長の給与の中にも地域手当というものが入ってございました。それをこの審議会の答申をいただきまして、廃止をしたのがこの資料でございます平成22年の1月1日からでございます。同様に地域手当を廃止した区というのが文京区、中野区と、千代田区をあわせて3区でございます。その地域手当の支給率、それから先ほど申し上げましたボーナスに相当します期末手当の支給率、それからご参考までということで、退職手当の支給率、これを23区で比較できるような形で表した資料でございます。

続きまして、資料の10でございます。資料の10、A3の横1枚の資料でございます。千代田区議会の活動状況でございます。10年間の活動状況につきまして、それぞれ表にした資料でございます。

本会議の開催日数、それからそれぞれの定例会ごとの議決数、あるいは常任委員会・特別委員会等の開会数、それぞれの委員会別の付託件数、こうしたものを10年間にわたりご覧いただけるような形にした表でございます。

続きまして、資料の11でございます。国及び東京都の報酬等の状況でございます。

まず上段、国の特別職等の報酬等でございます。今年の10月1日現在のものがございます。内閣総理大臣を100といたしまして、それぞれ国会議員まで書いてあるところでございます。

それから、中段のところは東京都の特別職の報酬等、同様に今年の10月1日現在のものがございます。東京都知事を100といたしまして、議員まで比較できるような形で示したものでございます。ご参考にしていただければと思っております。

長い時間をいただきました。資料のご説明は以上でございます。

武藤会長

はい。どうもありがとうございました。たくさんの資料を丁寧に説明していただき、ありがとうございました。

ここで資料の追加についてご意見をいただければと思うんですが、この資料についての質疑についてはこの次にとっております。まず、こんな資料が必要ではないかということをお気づきの方がいらっしゃいましたら、ご意見をいただけたらと思うんですが。ただ、少し質疑をしてからのほうがまたこれについてもいいのかなと思うんですが。

私として、今、話を聞いていました中で気づいたのは、資料の7の膨大な資料ですが、特例条例があることによって実額が異なってくるということから、みんな表と裏で、何というか、2枚ずつの資料になっているのは特例条例があるからではないかと思うので、この特例条例の理由について、それぞれ、全部の区ではございませんので、一部の区について、なぜ特例条例を設けているのか。千代田区も含めて、わかる範囲でお調べいただいて、ご紹介いただければと思います。

その他は、例えば、千代田区の民間企業の役員クラス、あるいは社長さんとか取締役、代表とか、そういうところとの比較というのがどこまで必要なのかという、その問題がございます。何故かという、民間に準拠するというのが、こういう政治家の、何といいますか、報酬を考える上での基本になっています。政治家だけでなく公務員もですね。したがって、千代田区の、千代田区というのは本社が集まる特殊なところですから、その社長の給与一覧といったら、恐らく大企業から中小企業までいろいろありますので、どこで比較すればいいのかというのは、これは逆に難しい話になりますけれども、何か規模とか、そういうところから考えたほうがいいのかどうかについて、恐らく、今ここで資料を出してくださいという話ではないと思います。そういうことはどう考えるかという議論の後に、では資料をつくってもらいましょうかというようなことになるかなと思いますので、現在はまた議論してから、追加の資料でお願いすることになるかもしれないということでもあります。

したがって、今、こんな資料が必要だということをお気づきの方がいらっしゃるでしょうか。ご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、藤原委員。どうぞ。

私、分からないのでお尋ねしますが、地域手当がないという区が3区ございますよね。これがかなり、例えば12%とか18%、ゼロとか、それがいろいろ所得にも多少反映してきていて、順位にも関わってきているということがあって、一体千代田区で、これを外そうといったときに私も委員でいたような気がしますけど、一体あれはどんな根拠だったのかなというのが、今ははっきり思い出せませんので、そういったことがわかるような。例えば中野区と、それからもう一つ文京ですか。だから、似たような条件を持つ区であるようなないような、そして、それでありながら、パーセンテージでほかの区ではかなり開きがあったりするので、そこら辺の考え方を整理する上で、もし教えていただけたらありがたいと思いました。

はい。私も覚えているんですが、地域手当というのは、地方公務員の、国家公務員もそうなんですが、公務員、むしろ国家公務員ですかね。国家公務員の場合には、東京都で働く、物価の高いところで働く人と、それから、地方の中山間地という比較的物価の安い地域で働く人が国家公務員として全部いらっしやいますので、そうすると、地域の物価の高いところに住んでいる人には18%、低いところの方はゼロというところで、松本委員が退席ということですね。はい。

(松本委員、所用により退席)

藤原委員

武藤会長

武藤会長	<p>そうなりますと、国家公務員の場合がそう決まっていますので、地方公務員も同じではないかというところから、地方公務員も、その結果、18%が東京ではつくということになります。</p> <p>しかしながら、区長さんというのはそういう日本全国に均一に区長さんがいるわけではありませんので、地域手当という考え方はどうなんだろうかということで、この審議会で議論して、ただ、物価が高いところに住んでいるということは変わりませんので、これを地域手当ではなくて、給料の本則に組み込もうではないかということにしてやりました。</p>
藤原委員	<p>はい。その考え方はよくわかるんですけども、それでは23区というのはかなり集中してある、生活条件その他、地価がかなり違うとは言いながら、接近している部分もあるので、なぜこの3区だけそうなって、ほかがないのか。</p> <p>つまり、私どもが出した答申というのは、前回もそうでしたけれども、今後、千代田区議会において議論していただくことを望むということを経験の課題としてつけているわけですね。それらが一切考慮されないでずっと来ているのかなという感じもあわせて、ちょっとその辺りの状況、背景等がわかればお示しいただけたらと思ったわけです。</p>
武藤会長	<p>はい、わかりました。</p> <p>それでは、前回、前々回、どこまで遡るかということは、全部ということにはなりません、少なくとも藤原委員が関わってきた、私たちが関わって、今3期目ぐらいの人が多いのでしょうか。その範囲内で、答申について、その答申の提言について、地域手当を廃止するといって組み込んだ答申をして、それが実現されたとか、それから、こういう点も考えましょうといって、先ほどから出ている3年に一度をもう少し柔軟に、特に大きな変化があったときには、少しやはり手当、報酬に変化を加えないといけませんから、今回もそういう発想で審議会が前倒しというのでしょうかね、3年に1回でない形で開催されましたので、そうした提言についての実現度、提言したけれども実現していないものというようなことを、項目書きで結構ですので、資料を準備できる範囲でしていただけたらというふうに思いますが、よろしいでしょうか。</p>
藤原委員	はい、結構です。
武藤会長	はい。 そのほかは、資料として。平委員。
平委員	すみません。特別区人事委員会勧告、毎年出ていると思うのですが、この

	平成25年度というのはどうなったのでしょうか。
武藤会長	今年の勧告ということですね。
平委員	はい。是非、お願いします。
武藤会長	それについては、資料として追加していただくと。 そのほかはいかがでしょうか。資料の追加については、先ほど申し上げましたとおり、議論の中から必要なものについては追加をお願いをしていくということになりますので、では、この資料についてのご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 膨大な資料ですので、継続して委員をされている皆さんは経験があるかと思いますが、初めて委員になられた皆様としては分かりづらいところもあるかと思いますが。 どうぞ、番委員。
番委員	資料11の国及びということ、国の内閣総理大臣以下の報酬等が書いてありますが、これはそれこそ特例で下げている、特例を定めていますよね、国も。そうですね。震災のとき、震災後。これは反映されているわけではなくて、これは本則ということになりますか。実際は、だから下がっていますよね。はい、分かりました。確認しただけです。
総務課長	ええ、本則でございます。
番委員	はい。下に書いてありますね。これをやったものが実際の支給額という形ですね。
総務課長	さようでございます。
番委員	相当下がりますよね。はい。
武藤会長	いかがでしょうか。ご質問はございませんでしょうか。 それでは、追加資料につきましては、次回、事務局で準備していただくということでよろしくお願いたしますが、この中身について少し議論ができればと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。
平委員	資料7の全般的なことですが、まず、特例条例で千代田区の場合は区長さんと副区長さんを減額ということになっておりますが、その特例条例を定めたときに、議員の方の減額をしなかった理由というのは、特に何かあるのか

総務課長

どうかというのが伺いたいということと、もう一つは、何かあったときに、こちらで定めている、何ですかね、給与とか期末手当などを減額するにあたって、何か必要な法手続というか、条例とかそういうものがあるのだったら教えていただきたいと思います。

はい。今ご質問いただきました特例条例を定めたときに千代田区でということになりますでしょうか、特例条例を定めたときに議員の報酬についてはどうだったかということでございます。

実は、特例条例を定め、適用されていますのが平成22年の1月からでございます。そのときには期限を決めまして、25年の2月までということ一旦特例条例をつくりました。これはちょうど区長の任期がありましたので、この任期までということ、22年の1月から25年の2月までという定めをしたところでございます。さらに、また、今は、先ほど資料にもございましたが、29年の2月まで定めているところでございますが、25年の3月、今年の3月から29年の2月まで、同様に特例条例を延長して、もう一回特例条例を出して可決をされていると。まず、期間的なことで申し上げますとこういうことでございます。

この最初にかかけました22年の1月からというときですけれども、21年のときに、先ほど会長からもお話しいただきました、この審議会で答申をいただきまして、地域手当に関しては、地域手当ということで支給するのはいかなものかと、それは本則に組み入れるべきではないかという答申をいただいたと。それを踏まえまして、本則に入れて、地域手当を廃止した本則の条例改正をいたしました。ところが、そういたしますと、今度は当時の現行額よりも少し金額が上がってしまう、ということがございましたので、その時点での社会経済情勢を勘案いたしまして、本則では地域手当を廃止して給料のほうに組み込む、そういった額に改正をするのですけれども、それは本則としながらも、特例条例を新たに定めることで、実際に払う額はそれよりも若干今までよりも下げるような形でやりましょうということ、区長の提案で特例条例を提案して可決されたということでございます。

したがって、特例条例をつくったときの経緯というのが今の状況でございますので、議員の報酬には地域手当というのはもともと入っていませんので、この審議会の中での答申の中でも、議員に関しての地域手当云々というのはございませんでしたので、区長が条例を提案するときには、そういった形で議員は入っていなかったというのが1番目でございます。

2番目の法定手続等に関しましては、給与等に関しましては条例で定めるということになってございまして、先ほど申しています、給与の条例、年報酬の条例、これがよりどころとなりまして公費で払うということになっています。本則もそれなりの条例がありますけれども、その条例だけですと、先ほど申し上げたとおり高くなってしまうので、もう一つの条例、特例条

<p>政策経営部長</p>	<p>例というものを議会で議決して、それが今適用されていると。2本条例があって、特例条例のほうがかぶさっていて、その特例条例で実際には支給されていると、条例によると、こういうことでございます。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>今、ちょっと都知事の問題でいろいろ話が出ていますよね。給料を返しますと言ってそのままというわけにはいかなくて、政治行為、政治家の寄附金とかも絡みますので、特別職に関しては、こういうものを自分で返しますと言っても、それを条例で定めないとだめだと。だから、つまり手続的にいうと、全部条例に根拠を置かなければいけないということになる、そういうご理解で。</p>
<p>平委員</p>	<p>全部、条例。わかりました。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>したがって、議員には地域手当がなかったので、山本委員もその当時は議員でいらっしゃったかと思いますが、特に特例条例を必要としないのではないかという判断をされたのではないかなと思いますが、そういうことでよろしいですか。</p>
<p>平委員</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございました。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>したがって、特例条例がある議会の、例えば目黒区などはそうですね。特例条例が議員さんにもある。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>また、先ほど会長のほうから、他の区はどうして特例条例だというこの辺はきちんと次調べてまいりますけども、目黒の場合には、何年か前の、かなり話題になりましたけれども、財政上の危機があるということがかなり新聞等でも報道されました。そういうことではないかと思います。ですから、もう、目黒の場合は純粋に財政状況が厳しいので、区長から議員までみんな減額の特例条例をつくったのではないかと思いますが、この辺は今推測でございますので、次回までに、先ほどの会長のほうからの追加の資料をつくる際に、明確にお答えできるように準備させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>番委員</p>	<p>それで思い出しましたが、財政状況はどうなんだということで、前は千代田区さんのほうから出して、こちらの区の財政状況を出してもらったりしたのを思い出しましたが、今回の諮問を見ますと、まず給料の額の定め方というのが入っていますね。前は違って、2番目の額の適否だけだったんですよ。それで、今回、回数も多くなるかもしれないという区長さんのお話もありまして、前回の答申を踏まえた形で今回そういうような諮問にな</p>

<p>総務課長</p>	<p>ったのだらうと思いますが、前回の答申を見ますと、期末手当の支給月数の見直しを行うなどというのが、こういうところが定め方に関わるのかなというふうに思ったりするんですね。ですから、ちょっとそこは今まで私も3回目ではありますが、額の定め方についての検討というのが、ちょっとイメージが湧かないので、どういう資料が必要なのか、あるいは支給月数の見直しという今後の課題とした前回の答申を受けてのものだったら、支給月数というのはどういうふうに定まったのかということも分かりませんので、そこら辺については、何か資料等を出していただきたいと思います。ですから、前とちょっと議論の仕方が異なってくるのかなというような気はするのですが、この点はどうでしょうか。</p> <p>確かに、前回いただきました答申の中でも、いろいろなご議論があつての答申という形でございました。また、私が冒頭で申し上げましたが、議会からもいろいろなご指摘をいただいているところがございますので、その辺も含めて、単にこの額がいいかというのはもちろんですけれども、この額を決めるにあたっては、構造の話を申し上げましたが、こういうことでいいのかどうなのか、それは遡れば、先ほど来お話が出ておりますけれども、そもそも地域手当というものが出ていたけれども、これがどうなのかということも含めて答申をいただいたりしてきております。そうしたことも含めまして、額の定め方、そこからご議論いただければありがたいと、区長のほうから諮問させていただいたところでございます。</p> <p>それにあたって、どういう資料をご用意すればいいのかなというのが。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>何か分からない。ちょっと、それは大変難しい話だなと思いながら。何か、私も額の定め方って一体何なんだと思いました。</p>
<p>番委員</p>	<p>そうですね。何だと思います。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>それで、普通、ホワイトカラーの賃金、報酬その他を決めるときの生産性とは何だということになりまして、例えば私などは新聞社にいましたから、新聞記者が書く原稿がよければ新聞は売れるのかというようなことなんか言い出すと、もう切りがないわけです。</p>
<p>番委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>だから、公務員の場合の責任の重さとか成果とか、そういうものの測定がまず難しいですよね。だから、一般論として、そういう賃金、報酬等の専門家の方の中に、そういう決め方の、何ていうか、定義といいましょうか、概念というものが果たしてあるのかなのか、私は門外の間人ですから分かり</p>

<p>政策経営部長</p>	<p>ませんけれども、そういう何か一定の共通理解が得られるようなものももしございましたらば、そういうものも一応下敷きとして教えていただき、そしてそれをちらちらと横目で見ながら考えるしかないのかなんて、さっき番さんもおっしゃいましたことを、私も、ちょっとこれは難しい諮問だなと私も思いましたので、是非、そこら辺の手がかりになる程度のものをお示しいただきたいと思います。</p> <p>甚だ難しいなと思いつつ、今のご議論、どうして議員さんの期末手当、そもそも何で議員さんにも期末手当が出るのということから始まるのかもしれませんが、ぱっと見ると、議員さんの期末手当の月数も違っていたりしますね。で、今、藤原委員のほうからありました、どういう考え方で、普遍的な考えがあるのかどうかというところを、ちょっと私どもちょっと調べさせていただきます。お答えが出るかどうかはわかりません。</p> <p>ただ、例えば支給月数が区によってばらばらだとかというのものもあるんですけど、じゃあ年々私ども一般職は月数がかなり変更、10年で見れば変わっていますので、そこがどうだったのかというデータのものは調べられるものはご用意します。それから、考え方、決め方の概念のようなものが、例えば民間企業だったら、業績がよければトップの人はたくさんもらうように株主総会で決めていますよねとかと、そういうのがあるんですけど、議員さんだとか区長にそういうものがあるのかどうかというのは、ちょっとお時間をいただいて、調べさせていただきますと思います。ご期待される資料が整うかどうかは、ちょっと甚だ自信がないですけれども、できる限り事務局として用意をさせていただくように努力いたします。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>はい。資料5のところ、期末手当のところの区長は3.25月、議員さんの場合には3.65月、加算のパーセントは45で同じですが、ここが0.4カ月分違うとか、なぜ違うのか。それから、そもそも45%というのはどういう数字だろうとか、23区で全部横並びなのか、こういう月数についても、どういう経緯でこうなったのかというようなことの話もしておかないといけなくて、これまでこの審議会は、例えば議員さんのところに費用弁償というのがございますが、費用弁償についてはここで議論したことはございません。それは議会の中に費用弁償を考える何か会議か委員会かがあって、そこで検討されて変えられたんだと思うんですが。そうすると、今度のこの審議会ですういうところまで含めるのか含めないのか。含めていいのかどうかですね、規定の上から。それは、あくまで議会の自主的な判断に委ねることになるのかですね。期末手当の45%がここで議論の対象になるのかどうか、これまで期末手当について議論したことはないわけですが、それは給料の本則の部分の議論に限定されているために、これまでしなかったという経緯ですが、それは今回の定め方という諮問の中には、そこも含めて考えてくださいとい</p>

<p>総務課長</p>	<p>う諮問なのかどうかということですね。そこら辺はいかがでしょうか。</p> <p>資料3で、当審議会の条例をご参考までにつけさせていただいているところでございます。この審議会の条例（設置）と書いております第1条では、区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額、この2つを報酬等の額ということでご審議いただくとしております。したがって、報酬と期末手当というものは別、給料と期末手当というものは別ということでございますので、私ども、行政のほうから、区長から諮問をするときには期末手当も含めてとか、そういうことは条例に反する形になるものですから、諮問をすることはできないわけでございます。お願いをすることはできないわけでございます。もちろんのこと、議員さんの期末手当に関しても同様ということでございます。</p> <p>ただし、当然のことながら、年収ベースで、その額の定め方ですとか、あるいは額そのものについてご審議をいただくわけでございますから、ご審議をしていただくこの場の中で、私どもからお願いすることはできませんけれども、当然のことながら、ご議論の議題なり話題なりというのはあってもおかしくはないのかなと思っておりますし、そういう意味でいいますと、例えば、今回、参考としていろいろな資料をつけさせていただいております。私ども一般職員の給与の構造ですとか、あるいは国や東京都の状況ですとか、全くそういう意味でいいますと、この諮問をしている中身ではないですけれども、ご議論していただくご参考にとということでつけさせていただいておりますので、それぞれの手当ですとか期末手当ですとか、そういったものの資料もということであれば、当然のことながらご参考までにお渡ししてご議論いただくということはあるのかなとは思っております。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>ちょっといいですか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>今、この資料3で、条例には報酬等の額の適否だけが書いてあるわけですよ。だから、額の定め方などということは我々が言及するものではないのかなと思って。</p>
<p>番委員</p>	<p>第2条の第1項に。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>えっ。第1項に書いてありますか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>はい。「定め方を改めようとするときは、」。</p>

藤原委員	ああ。じゃあ、やっぱり、ここで持ち出した話は当たり前のこと。
番委員	今のお話だと、年収ベースは実際に話には乗りますが、諮問の中では条例では給料についてのみとなると、給料の定め方というのは、額の適否とどう違うのかというのがかなりよく分からない。
藤原委員	そうです。
番委員	確かに分からない問題。
藤原委員	レベルが違う。額の適否のバックに定め方といういろいろな手続等があるわけですね、データとか。よく行政が示す数字で私どもがいろいろ突っ込んで聞いてみると、本当に細かいことまで全部調べ上げて、それが本当に実態を反映しているのか、あるいはフィクションなのか分かりませんが、ちゃんとした論拠があって、その数字というのが出てきているんですね。だから、行政のそういう決め方ってすごいなと思ったことが何回か過去にございました。だから、ここでも最終的に金額を私どもは注目すればいいのかもしれないのですが、その下敷きになる定め方というものについても配慮せよというようなお尋ねであれば、やっぱり必要な資料はあるんだと私も思います。
武藤会長	そうですね。この第2条の第1項の、「定め方を改めようとするときは、」審議会の意見を聞けということですので、この定め方を考えるときには、こうした資料も年収ベースで資料が出てまいりますので、そうしますと、第1条の規定は、議員報酬及び給料の額だけを審議しろというのは、何ですか、年収を考える基礎にはならない問いですね。ですから、附則意見として、審議会条例の第1条の幅を広げたらどうかという意見をあるときに加えればいいのかと思います。
藤原委員	そうですね。
武藤会長	<p>そこまでいくかどうかは分かりませんが、議論をしてみて、答申の中にどこまで入るのか。これは、まあ、この委員会の権限の範囲内で答申をしないといけませんけれども、これまでも、何ですか、意見をつけておまして、開催についても、今度そういうことを申し上げたら早目に開催されているということですので、附則の意見のようなものをつけ加えるということも可能かと思います。</p> <p>ただ、期末手当については、その意味では、年収を考える上では大きな要素になりますので、少し、期末手当について、どのように決められてきたの</p>

<p>総務課長</p>	<p>かということについては、わかる範囲でお調べいただければというふうに思います。</p> <p>ただ、実費支給の部分ですね、費用弁償については、これは報酬とは言いがたいということになりますよね。で、今回も議員さんの年収の中に費用弁償の部分は含まれていないですよね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>含まれておりません。</p>
<p>総務課長</p>	<p>遠くからいらっしゃる方でも電車賃相当額だから160円とか、何かそんなに大きな差はどう見ても出ないかなと思うのですが、例えばどこか調査に行かれたというようなときは、それはどうなるんですか。調査に行ったりとか、政務調査費ですか。今は何というんですしたっけね、政務調査費じゃなくて、何か名称が変わったりしましたよね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ええ。政務活動費というのは、それはまた、別個、会派に対して支給することになってございます。</p>
<p>塚本委員</p>	<p>そうか。そうすると、その実費についてはそちらで出るから、会計処理も別ということですね。報酬では全くないということになりますね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>塚本委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>初めて参加させていただきましてよく分からないのですが、これを給与、最初におっしゃっていたように、こういう会議でいつまでに何をして何回やるかということが分からないものですから、1回だけやって、それが答申に盛り込まれて、どうなったか分からない。今までどういうふうにしていらしたのでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>では、これまでの経緯について、少し事務局のほうでご説明いただけますか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>これまで3年に一度ということで、条例にも、少なくとも3年に一度審議会の意見を聞くんですよと書いてございます。で、今までは3年に一度という形で開かせていただいて、諮問をして答申をいただくということをやってきましたというご説明をいたしました。前回は、昨年、平成24年というのが3年に一度、その前が21年でございますので、3年後、24年、昨年に開催をさせていただきました。</p>

で、昨年の場合ですけれども、春先に、4月から年度が始まりますので、5月か6月ぐらいですかね、に第1回目を開催させていただいて、秋口には答申をいただいた形です。したがって、昨年度は6回ぐらいでしたかね、全部で開催して答申までいただいたというのが、昨年度、前回の審議会でもございました。ただ、今年度は、冒頭区長からもご挨拶がありまして、今、会長からもご説明がございましたけれども、昨年度いただいた答申を踏まえて、開催の回数ですとか期間ですとか、そういったことも検討したらいいんじゃないのかというご指摘をいただいて、3年に一度ずつだったんですけれども、それではということで、早目という会長のお話がございましたけれども、昨年度に引き続き今年度も開催させていただきました。したがって、私どもといたしましては、今までのように、例えば来年の秋口には答申をいただきたいとか、どちらかといいますと期限を持っているわけではございませんので、むしろ会長もお話ございましたけれども、抜本的にある意味ご議論いただいて、答申をいただける段階になりましたらば、いただければというふうに思っております。

塚本委員

会長としてどういうふうにまとめられるご方針ですか。何か給与を決めるのだから、一般民間会社ですと、1年目のために期間を設けて、そして検討していかなければならないんですね。いつでもいいですと言われると、じゃあ、議会とこの審議会との関係はどうなるのか。いつでもいいことに出てくるというのも、何かちょっとためられるところもありますので、何か期間を設けて、ここで答申したものは、いつまでにどういうふうに手続で、いつの議会で決めるのかよく分かりませんが、給与を決めますよね、毎年ね。そのどこに反映させるためにこの審議会が開かれるのか、その辺が知りたいところなんですけれども。

武藤会長

はい。これまでは、3年に一度でも、世の中の動きがそう大きくなかったということがあると思います。高度成長以降ですね。その中で3年に一度で開かれて、区長さんと議員さんの報酬が決まってきたと。しかしながら、前回答申したときは、東日本大震災という大きな動きがあって、国のレベルなんか、あるいは民間の給与も大きく変わった部分もあるのではないかと思います。そうした動きがなかなか反映できないということから、3年に一度ではなくて、大きな動きがあったその都度それを見ていくような話で開催すべきではないのかというのが前回の答申だったのですが、今年も大きく景気が回復しそうだという動きがあって、ただ、今年の人件費削減とそれから東京都の人事委員会の勧告、これは国の場合は8月ぐらいですか、東京都の人事委員会は10月ですね。そこではまだ、この景気回復の影響が余り出てないんですよ。公務員も引き下げるといっていますが、そういう、もうこのまま動かないだろうというふうに考えれば、これまでと例年どおり3年に一度でも

	<p>よかったのかなと思うんですが、区長さんとしては、もう少し根本的なところから考えてほしいということで、時期が早まったわけですので、私として、この審議会はどう考えていくかは、そうした議論が煮詰まって、ある程度区民の皆さんが納得するような議論がここでできるならば、委員の皆さんがまず納得するような議論ができるならば、区民の皆さんも納得していただけるだろうというふうに考えていくべきかと思ひまして。</p> <p>それでは、いつまで議論すれば委員の皆さんが納得できるかという、こういう問題にもなりますので、早まって設置されているということは、これまでから比べると4月に開催されていたのが12月ですから、4カ月ぐらい早いということになりますけれども、4カ月プラスだけでこのあり方そのもの、決め方ですか、定め方というのを議論できるかどうかはちょっと自信がありませんが、特別職の報酬については、これまで3年に一度でよかったということですから、その感覚でいうと、あと2年間ぐらいは議論できるということになるんですが、それはちょっと長過ぎるだろうと思ひますので、1年後ぐらいを目処に、必要ならば回数も入れて、特に議論することはないということであれば、これまでどおりという考え方を踏襲して、比較的早くこの審議会を閉じるということも考え得るかなと思ひます。そこはまだ、議論の進み方によって異なるかなと思ひますが、1年間ぐらいは少なくとも議論してもいいのかなと思ひております。</p>
塚本委員	<p>先ほど資料請求をなさったのは、私もそうだなと思ひますけど、資料請求をいつぐらいまでにお出しになって、会を開くかという予定を言っただけると助かりますけれども。</p>
武藤会長	<p>あ、次回の会議ということですか。</p>
塚本委員	<p>そうです、そうです。その次に何を議論するか分かれば、考え方が、いきなり言われてもよく分からないものですから。さっき、3期なさっていらっしゃる方のご意見に基づく資料をどのくらいまでにつくっていただいて、そしてという、やっぱりこう、期をはっきりしながら議論していったほうがいいのかと思うのですけどね。3年というとな長過ぎちゃって、どうなるか分かりません。</p>
武藤会長	<p>おっしゃるとおりですね。2年間やるつもりはもちろんですけれども。ただ、これまでは3年に一度の答申で、その答申に基づいて条例を改正して、そして変更していくという、そういう動きだったことが、例えば資料8をご覧くださいますと、22年から23年、24年と、変更がないという、区長さんのですね。これはもう、変更しなくともいいような物価の緩やかな動きだったということだと思ひます。</p>

塚本委員	今回の審議は何回なさるご予定ですか、今日の資料のあれで。
武藤会長	はい。まだ、それは決まっておられません。
塚本委員	そうですか。
武藤会長	何回すべきかというのは、ここで。
塚本委員	今までだと、審議を、答申をまとめるまでに何回ぐらい。
武藤会長	6回ぐらい入っています。
塚本委員	6回ぐらいやられた。
武藤会長	<p>はい。先ほどの説明ですと6回ぐらいと。6回から7回とか、そんなものでしょうか。</p> <p>どうぞ、山本委員。</p>
山本委員	<p>僕は、回数を会長がある程度区長から要請があって、会長が任意で決めるんですけど、例えばこのアベノミクスだ消費税だ何だかんだと、もうインフレーションが始まっているわけですね。だから、回数を多目にして、勉強会をどんどんやっておかないと、追いつかないと思うんですよ。ですから、なるべくだったら回数を多くして、それでそういう勉強会をやって、それでこういう勉強会をやったのこういうふうに報酬が上がったんだよという形をとるとというのが一番ベターだと思うんですね。ですから、それは2カ月に1回とか、3カ月に1回とかって。2年、3年といたら、僕は死んじゃっているからね、もう、73ですから。だから、そんな長いことは言わないで、気の長いことは年寄りの特徴なんですけど、そんなこと言わないで、やっぱり短目にきちきちと決めていったほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。</p> <p>例えば、今日なんかは、この次のときはいつやる、いつこの会をやると。そうすれば、皆さんも都合がある程度つくし、何曜日だったらあいている、何曜日だったらあいているというチェックもできますから。事務局はこの調整が大変なんですよ、いつも見ている。ですから、できればこの会議でやったんだといたら、会長、申し訳ないけれど、次の会議をいつやるか、そしてどういうふうにやるか、どういう勉強会をやるか、それを全部推し進めていただければ幸いと思うんですけれども、どうですか、皆さん。</p>

武藤会長	<p>そういう審議の進め方について、いかがでしょうか。</p>
平委員	<p>一例ですけれども、例えば給与の額の適否とその定め方というのは全く概念が違うわけで、額についての適否、上げるとか下げるとかというのは、例えば数カ月に、2カ月、3カ月とか期限を決めてもできることだと思いますが、根本的な話になると、半年とか6回とかではもうとてもできないんじゃないかと思いますので、別に、できるのかどうかも分かりませんが、2つ違うものとして考えたらどうなのかなという気もいたしますけど。</p>
武藤会長	<p>定め方について少し根本的な議論をしながら、例えば、そうですね、これまでどういうふうに定め方を考えてきたのかというのは少し勉強しなくてははいけませんし、それから、他の自治体ですね、千代田区はこうだったけれども、23区の比較が資料にありますように、23区はみんな同じように定め方を考えてきたのかどうか。あるいは、東京都や国の資料もありましたけれども、定め方について、東京都や国はどうだったのかということがわかればですね。あるいはさらには、経済学とか経営学の中で、報酬というのはどう定めるべきかという、能力給なのか成果給なのかとか、要するに考え方がありますよね。そういう中で、公務員あるいは特別職ですね、公務員特別職の報酬というのはどう定めるべきなのかという、そういう学問的な議論もあるかもしれませんが、余り私見たことないですけれども、そこら辺があれば、まずは基本的な諮問の1のほうの定め方について、少しこれまでのほかの資料を集めて、議論をして、その後、定め方が決まれば、例えば物価に変動するんだというのは、これまでも、議論はしないけれどもそういう考え方でやってきた。そのときに物価変動はもちろん入れるとしても、基本的な考え方ができて、で、それを当てはめてみたらがくんと増えたとか減ったとかということになりますと、物価上昇率を加味しても全然足りないとか、あるいは多過ぎるとということになりますと、大きく変動することの是非みたいなものを適否の中で考えていかないといけませんから、その議論は後になるとしても、基本的な考え方のところを少し整理するというのは、1回、2回でできる話ではないかなと。</p> <p>それから、あくまで公務員や公務員特別職というのは、民間の類似の困難度であるとか責任であるとか、そういう仕事をやっている方々の給料を参考にしながら決めるというのがこれまでの考え方だったと思いますが、そうした場合に、これまでの考え方というのは、千代田区のそういう民間準拠といった場合の民間というのは千代田区ですから、あくまで。千代田区の状況というのを調べなくていいのかどうか。これまで調べたのかどうかですね。それで今後は調べなくてはいけないのかどうかということも考えないといけないと思うんですが、先ほどもちょっと触れましたように、大企業から中小企業まであるし、千代田区の職員数というのは何人くらいですか。</p>

政策経営部長	1,000人ちょっとです。
武藤会長	<p>1,000人ちょっとですね。1,000人ちょっとというと、もう大企業ですので、30人の企業の社長さんと比較しても、それは好ましくないだろうとか。そういう実態についても、ほとんど私は知りませんので。それから、議員さんの場合には役員クラスに相当するのではないかと思います。そうした大企業の役員さんというのは、どのような給料をもらっているのかというようなことも全然知りませんので、そういうことを調べなくちゃいけないかどうかということも含めて、この定め方の議論を少ししなくてはいけないというふうには思っております。</p> <p>どうぞ、上村委員。</p>
上村委員	<p>私、昨年が続いて、今年が2回目なんです。昨年の検討の経過、答申の中に、検討過程の意見というのが載っていますけれども、その中で一番印象に残っていたお話が、藤原委員がされた、諸外国では議員としてボランティアで地域に関わっているところがあるみたいな、そういうお話をされたんですね。で、そういう議論はここでなかなかできないけれども、でも、何かそういう考え方だってあるじゃないと、藤原委員があおのときに言われたのが非常に印象に残っています。どういうふうに、その中で、この検討過程の意見の中で、やはり議員の活動というのは議会への出席日数や事前準備など公的なものとは直ちに公的とも言いがたい部分があるから、なかなか難しいですよねとか、常任の委員会だとか特別委員会にどういう形で関わっていらっしゃるんだろうねという話をちょっとし出したけれども、時間切れだったという、そういう記憶があります。</p> <p>今回、昨年が続いてもう一回定め方という文言が入って審議会が開かれることになったというのは、この答申の内容の中で、もう少し根本的なところも議論したいと私たちが思ったというところを多分酌んでくださって、こういう開かれ方になったのではないかなと思いますので、そういうちょっと余裕を持った議論を、少し、どれぐらいまでのところをしましょうねというのを会長のほうから目安を言っていただいたら、それに関して、少しこの金額の話ではなくて、考え方の話を数回させていただけると大変勉強になるかなと思った次第です。</p>
藤原委員	過激なことを言って、すみませんでした。
上村委員	いえいえ。
藤原委員	あれは頭の体操のつもりで話を出したわけですけども。

山本委員	でも、本当だから、しょうがないよね。
藤原委員	ええ。でも、ノーブレス・オブリージュという言葉がございすけども、公務というもののトップのほうはまさにそれが色濃くあるべきではないかというのが私の気持ちにあったものですから、そんなことを少し申し上げた。いや、別に、本気でこちらをボランティアにと申し上げたわけではございせん。
上村委員	いえいえ。でも、考え方として、そういう国もあるよとか、どういうふうに定めていったらいいかというところまで、一度私も昨年参加させていただいて、あ、こういう定め方だったんだという、今までの決め方はこういう決め方だったんだというのを確認させていただいて、もう少し何か違う考え方を入れて、千代田の場合だったら審議をするということもできるのかなとちょっと思っていたところがありましたので、その辺が、そういう千代田なりの議論ができるかどうかというのを審議する機会があるといいなと思います。
武藤会長	外国のことをどこまで調べるかというのは大変なことになりますから、みんなで調査に行くという話にはなかなかならないにしてもですね。
山本委員	会長ね、外国は簡単ですよ。大使館に問い合わせれば、全部答えてくれる。
武藤会長	ああ、なるほど。
山本委員	ですから、そんな心配することはないんですよ。
武藤会長	なるほどね。はい。
山本委員	地方議員はどういうふうになっているんだというようにやれば、すぐ答えは返ってきます。スイス、スカンジナビア、あの諸国は全部無報酬ですからね。でも、費用弁償は出ているんですよ、全部。ですから、そういうふうな聞き方も集めて勉強会をやるというのも、もっと大切だと思うんですよ。
武藤会長	そうですね。審議会とは別に勉強会という形をとるということもご提案としてあるかと思うんですね。

山本委員	レベルアップしておけば、ほかの人から、区民からも問い合わせがあっても、ぱっと答えられますから。勉強会をしていなかったら、戸惑ったらしようがないですからね。馬鹿にされますから。
武藤会長	総務省も、そうしたことについてはある程度資料を持っているかもしれませんが、総務省に問い合わせるということも考え得るのかなと思うんですが、独自に調べると、それは大使館の一つひとつ聞いていかなくちゃいけないし、百何カ国あるそのどこを選ぶかなんていうのもなかなか難しいですから。
山本委員	それは、会長、簡単ですよ。いいですか。
武藤会長	はい。
山本委員	会長ね、アフリカは除くんですよ、もう既に。
武藤会長	うん。まあ、そうでしょうね。
山本委員	東南アジアも除くんです。要するに先進国であるという国を指定すると、20カ国ないんですよ。
武藤会長	ああ。OECD加盟国ぐらい。
山本委員	そうです、そうです。だから、それで調べれば、簡単に出てくるんですよ。それから、そういうあれは全部自分たちが自信を持ってやっていますから、全部答えてくれますよ。
番委員	ただ、そこまで広げるのかというのは、私はちょっと、申し訳ございません。
山本委員	いや、それは違うんですよ。勉強会の中の1つですよ。
番委員	ちょっとそれは、私は依頼された範囲内を超えていますので、私の手には負えないと思いますので、もう少し落ち着いてやっていただければと思います。
武藤会長	はい。それでは、そろそろ2時間になってきましたので、少し今日のご意見をもう一度整理した上で、事務局とも相談しながら、今後どのくらいどういう順番でどんな問題を議論していくのかということをもたえて、次回、

	<p>第2回のところではご提案したいと思いますので、またそれについてそこでご意見をいただけたらと思います。</p> <p>では、特に資料について、先ほど海外の事例のお話も出ましたけれども、特にイギリスの事例が欲しいとか、あるいは何かそういうことがございましたら、事務局としてできる範囲で調べていただきますが、例えばOECD加盟でそういう資料があったかどうか、失業率とか労働時間とかはOECDのデータにだあっと載っているんですけども、議員の報酬とか、あったかどうか分かりませんので、私も調べてみますが。上村委員、どうぞ。</p>
上村委員	<p>都道府県知事は、これはありますか。簡単に手に入るものですかね。</p>
武藤会長	<p>そうですね。東京都知事も含めて、知事の部分は恐らく公表資料ですし、大丈夫ですかね。</p> <p>それから、それを考えると、東京都の、前回も私申し上げたとおり、26市の市長さんと議員さんというのはどうなのかというの、同じ東京都として参考にするべきなのかなというふうには思うんですけども。まあ、ちょっと、23区と26市というのは相当性格は違いますけれども、東京都という意味では同じになりますので。</p> <p>では、資料については、今後、議論の中でまた追加ということは当然あると思いますので、それはそれでここで議論しながら追加資料を決めていきたいと思います。</p> <p>次回の日程ですが、事務局から日程案をご説明いただけますでしょうか。</p>
総務課長	<p>はい。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>次回の日程でございますが、もし可能であれば、今日この日でいうところまではなかなか難しいと思いますので、2月の上旬から中旬ぐらいで別途改めて日程調整をさせていただければと思っておりますが。</p>
武藤会長	<p>今日は、17日ですから中旬ということなので、2月の上旬から中旬ということですね。ここ、具体的に今決まるのであれば決めたほうがいいのか、それとも個別に調整するほうがいいのか。今ここでご予定はわかりますでしょうか、2月の上旬、中旬。</p> <p>私のほうは、2月になると、もう授業もなく、それから、普通は入試の段階になるのですが、私は学部の入試には関わってなくて大学院の入試だけをやっていますので、比較的自由になります。</p>
武藤会長	<p style="text-align: center;">(日程調整)</p> <p>それでは、次回は2月5日の午後1時からということによろしいですか。</p>

	<p style="text-align: center;">（「了承」の声あり）</p> <p>武藤会長 はい。では、そこまでに、どういうふうになんかことを議論していくかということをおし整理しておきたいと思ひます。</p> <p> それでは、日程も決まりましたので、後日、開催通知については事務局からご通知いたします。</p> <p> 最後になつてしまひましたが、委員長職務代理を上村委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>上村委員 承知しました。</p> <p>武藤会長 それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">―― 了 ――</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------